

# 利子助成制度について

利子助成制度とは、学校法人等が私学事業団の融資を受けて実施する施設整備事業等において、国が**支払利息の一部に対して補助金を交付する制度**です。

## 1 耐震改築

対象事業

旧耐震基準で建設され、かつIs値0.7未満の学校施設を取り壊して新たに学校施設を建築する事業

利子助成率

取壊す建物のIs値が

0.3未満の場合		0.3以上0.7未満の場合
1～3年目	4～20年目	最大20年間
貸付利率と同率	貸付利率－1.0%	貸付利率－1.0%

## 2 耐震改修

対象事業

防災(耐震)機能強化に係る補助金の対象となった改修事業  
(例)耐震補強工事、非構造部材の耐震対策

利子助成率

最大20年間 貸付利率－1.0%

## 3 私立大学附属病院建替え

対象事業

築30年を経過した老朽施設の建替え事業

利子助成率

最大10年間 貸付利率－1.0%

## 4 指定避難所施設等の機能強化整備

対象事業

指定避難所・指定福祉避難所・指定緊急避難場所の指定を受けた校舎・体育施設等の新築・建替え・改修事業、土地造成等

利子助成率

最大20年間 貸付利率－1.0%

- ❶ 利子助成率の上限は、大学等が2.1%、高校・幼稚園等は1.6%、専修学校・各種学校は0.5%です。
- ❷ 利子助成は、事業団へ当該年度全ての利息お支払い後に、文部科学省から国の予算の範囲内で一括して交付されます。年度ごとに予算が決まっているため、補助金額が圧縮されることもありますのでご承知おきください。